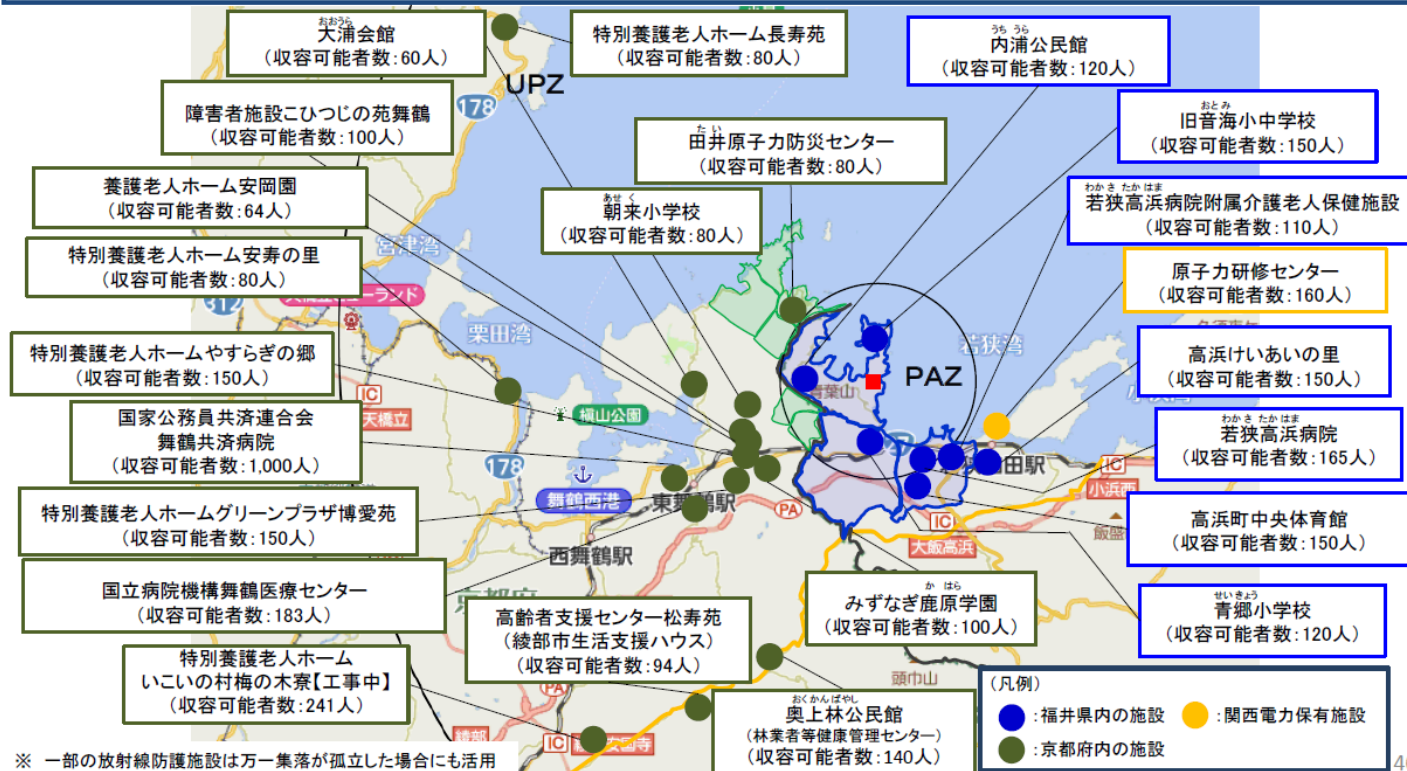


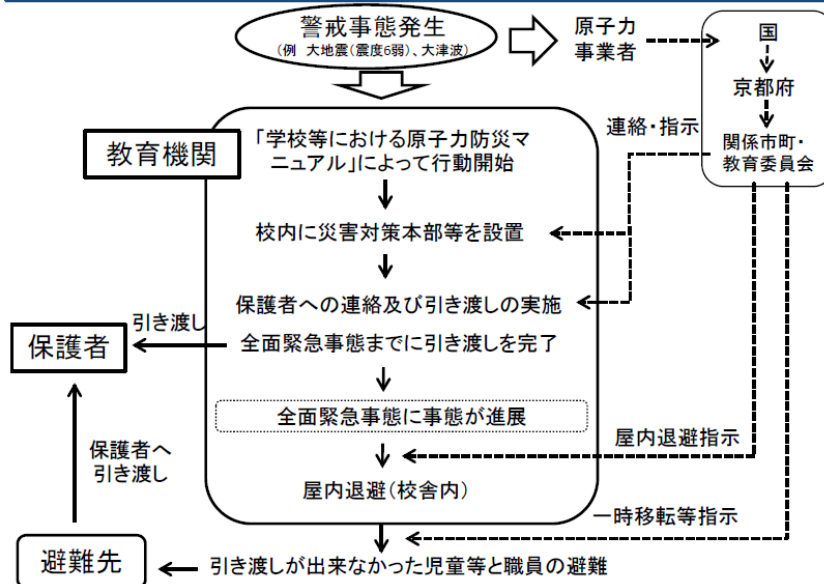
## 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中の施設を含め合計23施設)で屋内退避。
- これらの23施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約3,486人(工事中、工事予定の施設を除く)を収容可能。
- また、これら23施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



## 京都府におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



## UPZ内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	50	3,514
小学校	31	5,583
中学校	14	2,715
高等学校	9	2,987
専修学校	4	1,059
特別支援学校	3	161
<b>合計</b>	<b>111</b>	<b>16,019</b>

※ 平成30年5月1日時点

81

## 京都府におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(86施設3,427人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

## &lt; UPZ内 &gt;

施設区分	施設数	入所者数 (人)	
医療機関(病院・有床診療所)	14	1,037	
社会福祉施設	介護保険施設等	48	1,924
	障害福祉サービス事業所等	21	356
	児童養護施設等	3	110
	小計	72	2,390
合計	86	3,427	

## &lt; UPZ外 &gt;

受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	約1,540
145	約1,970
22	約500
11	約180
178	約2,650
211	約4,190


 受入先調整  
(京都府災害時要  
配慮者避難支援  
センター)

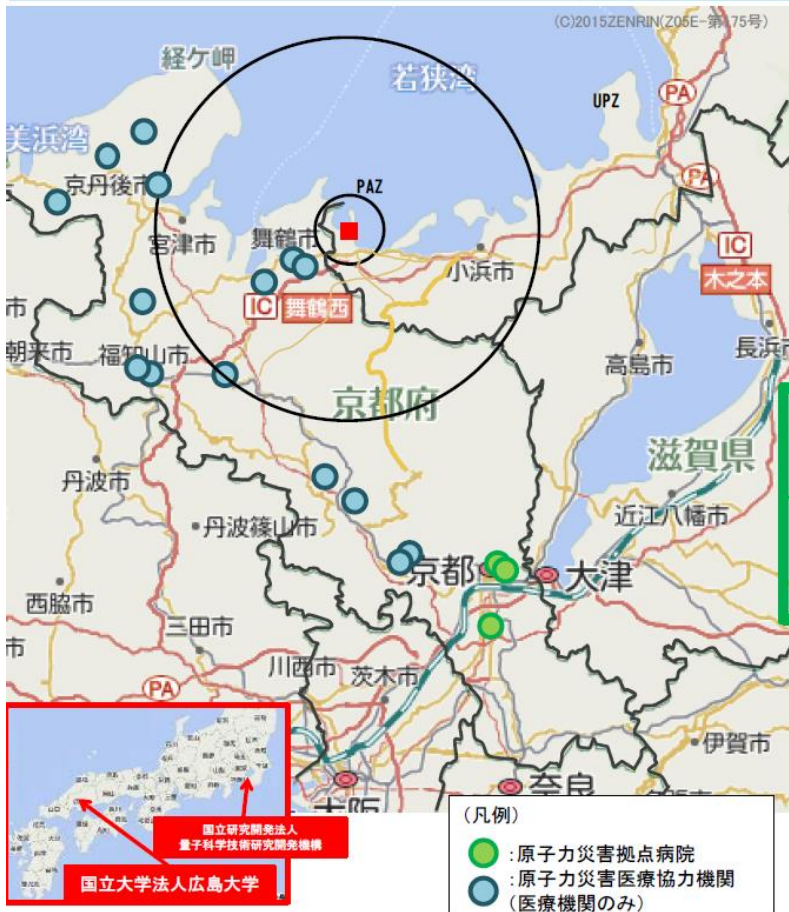
- ※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約107人については医療機関へ搬送
- ※ 医療機関については令和元年6月1日現在、社会福祉施設については平成30年6月1日現在
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

82

16

# 京都府における原子力災害時における医療体制

▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター**※国が指定  
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

**原子力災害拠点病院** ※府が指定  
【3医療機関(国立病院機構京都医療センター、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

**原子力災害医療協力機関** ※府に登録  
【15医療機関(国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院等)・14団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

157

資料 2-5-2-⑱ 周辺地域の気象の状況 削除  
資料 2-5-2-⑲ 緊急時モニタリング計画

## 「京都府緊急時モニタリング計画」を参照

資料 2-5-2-⑳ 高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画  
 資料 2-5-2-㉑ 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点  
 資料 2-5-2-㉒ 環境放射線測定車及び環境放射線調査車測定地点

# 「令和3年度高浜発電所及び大飯発電所環境放射線等測定計画」を参照

資料 2-5-2-㉓ 環境放射能等測定結果  
 資料 2-5-2-㉔ 給水状況  
 資料 2-5-2-㉕ 農林水産物の生産及び出荷状況  
 資料 2-5-2-㉖ 防護資機材の配備状況  
 資料 2-5-2-㉗ 乗合自動車、貸切旅客自動車の保有台数

} 削除

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（京都府）

 **内閣府**  
 Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時的移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約86,707人、必要車両数1,931台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,350台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細については101頁参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	ふくちやまし 福知山市	あやべし 綾部市	みやづし 宮津市	なんたんし 南丹市	きよたにばらう 京丹波町	いねちやう 伊根町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	115,608	81,331	449	8,086	17,897	3,543	2,904	1,398	H31.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	86,709	60,999	337	6,065	13,423	2,658	2,178	1,049	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数		1,931	1,356	8	135	299	60	49	24	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	2,350 (平成30年12月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	15,712	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

## UPZ内市町の一時的移転等における福祉車両の確保（京都府）



- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が74台、ストレッチャー車両が44台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、171台と101台(144台※1)であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー(6,158台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	239台	133台	
医療機関	204台	270台	
社会福祉施設	589台	205台	
合計	1,032台※1	608台※2	※2 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	74台	44台	・ピストン輸送(14往復)を想定



府内の福祉車両保有数※4	171台	101台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,158台(平成31年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は144台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

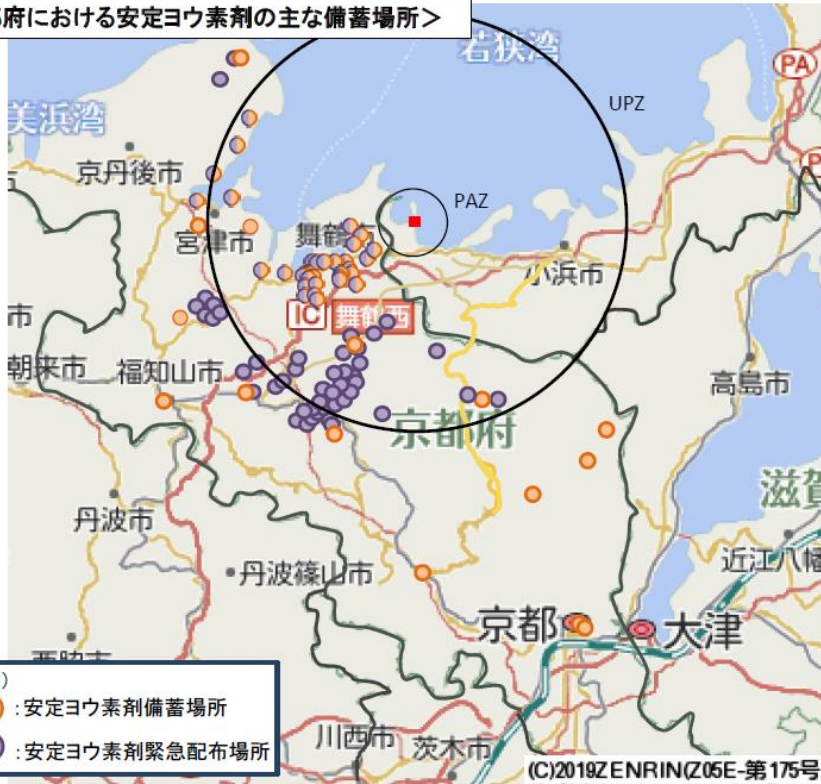
- 資料 2-5-2-㉨ 自衛隊の輸送能力
- 資料 2-5-2-㉩ 第八管区海上保安本部の輸送能力
- 資料 2-5-2-㊱ 府所属の船舶
- 資料 2-5-2-㊲ 医療活動用資機材の配備状況

削除

## 京都府における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計62箇所の施設に合計で丸剤401,000丸及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤14,700包を備蓄。
- 緊急配布は府及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

### <京都府における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所>



### 安定ヨウ素剤備蓄場所

京都府:62箇所

府及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

### 安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

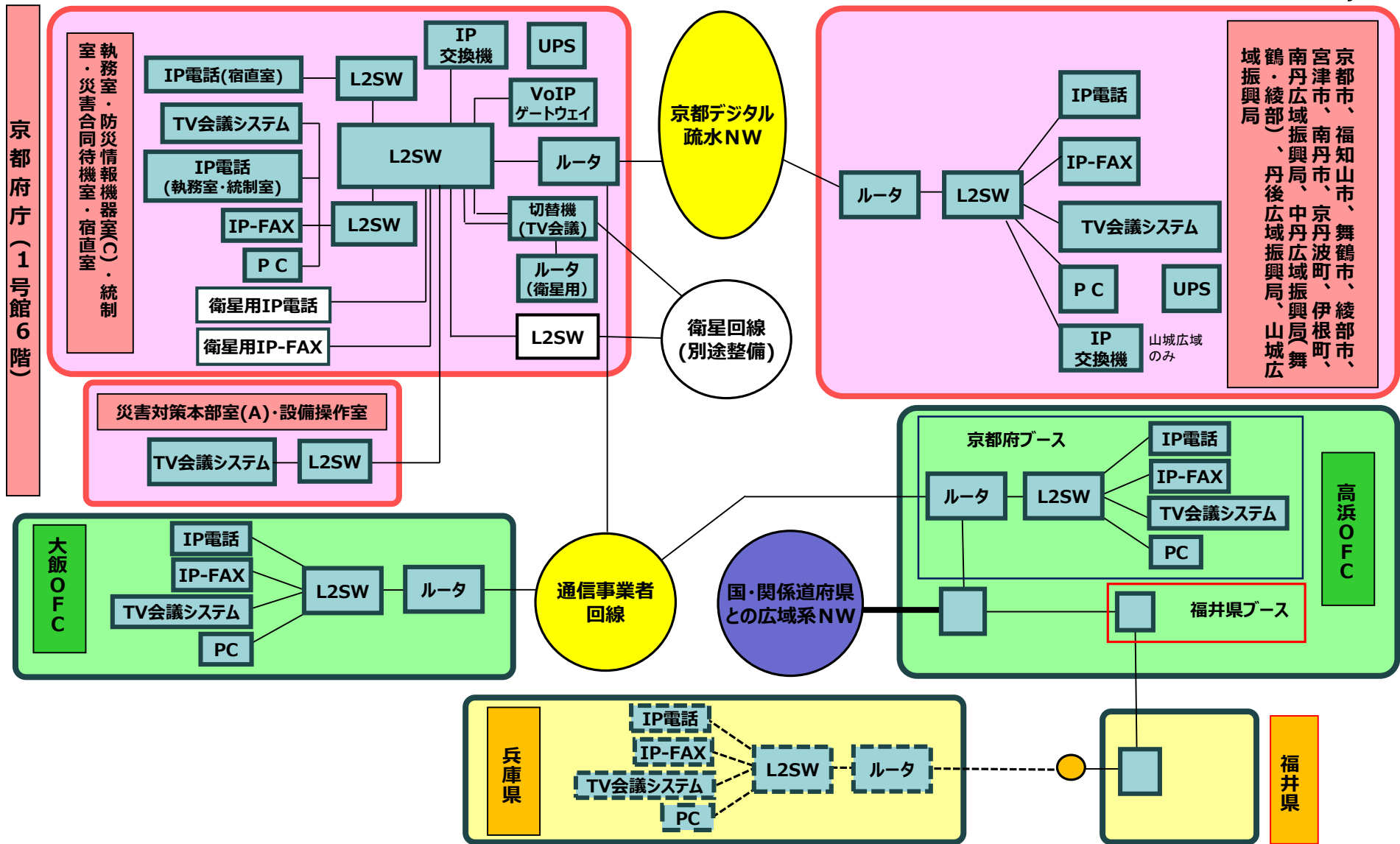
#### 一時集結場所等(計93箇所)

- 舞鶴市:32箇所
- 綾部市:14箇所
- 南丹市:4箇所
- 京丹波町:27箇所
- 福知山市:6箇所
- 宮津市:8箇所
- 伊根町:2箇所

- 資料 2-5-3-① 原子力発電施設等緊急時連絡設備
- 資料 2-5-3-② 京都府衛星通信系防災情報システム
- 資料 2-5-3-③ 可搬型衛星地球局整備状況
- 資料 2-5-3-④ 孤立防止対策用衛星電話機設置状況
- 資料 2-5-3-⑤ 優先放送設備
- 資料 2-5-3-⑥ 漁業無線設備
- 資料 2-5-3-⑦ 関西電力株式会社の通信設備

削除

# 統合原子力防災ネットワークシステム構成図



京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、南丹広域振興局、中丹広域振興局(舞鶴・綾部)、丹後広域振興局、山城広域振興局

山城広域のみ

高浜OFC

福井県ブース

福井県

兵庫県

京都府庁 (1号館6階)

- 資料 2-6-9-① 原子力災害時の相互応援に関する協定
- 資料 2-6-9-② 近畿圏機器発生時等の相互応援に関する協定
- 資料 2-6-9-③ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

## 他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

### 福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

#### 【応援内容】

- 被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員派遣及びボランティアのあつせん
- 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあつせん
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあつせん
- 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあつせん
- その他特に要請のあった事項

### 近畿圏機器発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

#### 【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

#### 【応援内容】

- 職員の派遣
- 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 資機材の提供
- 避難者及び傷病者の受入れ
- その他特に要請のあった事項

### 中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

#### 【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長

#### 【応援内容】

- 応援物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
- 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災都市等の境界付近における必要な措置
- 被災者等の一時収容のための施設の提供
- 医療機関による傷病者の受入れ
- その他特に要請のあった事項

### 福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

#### 【応援内容】

- 広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- 原子力防災活動資機材の提供  
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- 原子力防災関係職員の派遣  
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

### 北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

#### 【対象】

富山県、石川県、福井県

#### 【応援内容】

- 被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送に係るヘリコプターの派遣
- 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員派遣及びボランティアのあつせん
- 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあつせん
- 避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあつせん
- 医療機関による傷病者の受入れ
- その他要請のあった事項

### 福井県、奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

#### 【応援内容】

- 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員派遣及びボランティアのあつせん
- 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあつせん
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあつせん
- 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- その他特に要請のあった事項
- 平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- 原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

## 他の地方公共団体からの応援計画②

### 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定(平成23年10月31日)

#### 【対象】

関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、九州地方知事会(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)

#### 【応援内容】

- 職員の派遣
- 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 避難施設及び住宅の提供
- 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 医療支援
- その他応援のため必要な事項

### 原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

#### 【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

#### 【応援内容】

- 原子力防災資機材の提供
- 職員の派遣

### 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定(平成29年6月5日)

#### 【対象】

関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、中国地方知事会(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

#### 【応援内容】

- 住民の避難
- 被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
- 施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- その他特に要請のあった事項

### 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

#### 【応援内容】

- 人的支援及び斡旋
- 物的支援及び斡旋
- 施設又は業務の提供及び斡旋
- その他特に要請のあったもの

### 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定(平成29年6月6日)

#### 【対象】

関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、四国知事会(高松県、香川県、愛媛県、高知県)

#### 【応援内容】

- 職員の派遣
- 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 資機材の提供
- 避難者及び傷病者の受入れ
- 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- 医療支援
- その他被災した構成府県市が要請した措置

### 関西広域連合と九都府市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

#### 【対象】

関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

#### 【応援内容】

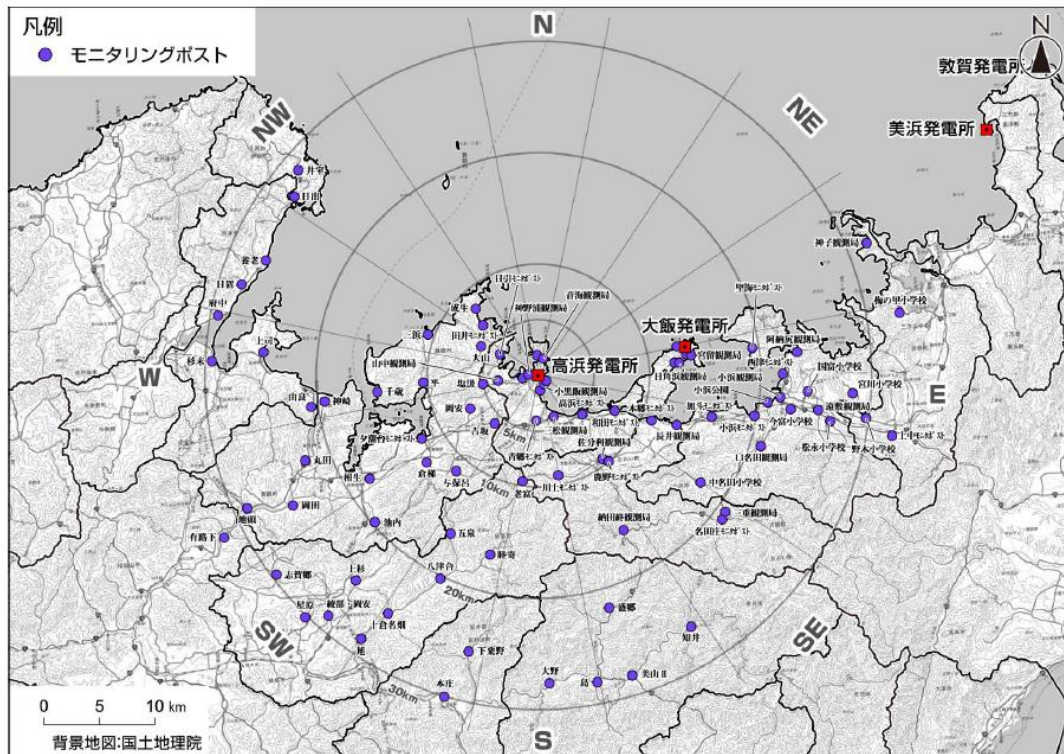
- 職員の派遣
- 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 資機材の提供
- 避難者及び傷病者の受入れ
- 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- 医療支援
- その他特に要請のあった事項



# 高浜地域緊急時モニタリング体制



- ▶ 高浜地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、京都府及び滋賀県の12市町(福井県4市町、京都府7市町、滋賀県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点74地点(PAZを除く福井県19地点、京都府39地点、原子力事業者16地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- ▶ 高浜発電所敷地内及びPAZ内では、14地点の測定局で連続測定を実施。
- ▶ UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:28局(水準調査用9局を含む。)、原子力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(31局)で京都府域の放射線量等を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(7台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【30局】



簡易型電子線量計 【31局】



大気モニタ 【18局】  
ヨウ素サンプラ【9局】



モニタリングカー 【3台】  
(走行サーベイ車)



可搬型ダストヨウ素  
サンプラ 【3台】



可搬型モニタリング  
ポスト 【7台】  
(バッテリー付)

資料 2-6-11-③ 気象・海象測定設備及び機器 削除  
 資料 2-8-1-① 原子力災害に係る広域避難要領について

**「原子力災害に係る広域避難要領」を参照**